

全国的に統一された運用がなされていなかったこと、

- ② 平成19年度に移送費の不適正な支給事例が相次いで発生した一因として、これまでの支給基準が不明確であったことも考えられたこと、などから、濫給・漏給を是正する観点から、平成20年4月以降、局長通知や課長通知等を発出し、給付範囲等の基準及び審査等の手続きを明確化したところである。

その後、これらの通知等の趣旨に反して、一部において「交通費の打ち切り」ではないかとの意見があったことから、平成20年6月に改めて通知を発出し、

- ① 「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの基準を変更するものではなく、
② もとより、必要な医療を受けられなくなるのがあってはならず、必要な交通費は支給されるべきである

ということを明確にし、この点については、各実施機関等に対して、様々な機会を通じて、周知・徹底を図ってきたところである。

各福祉事務所においては、今後とも、平成20年4月以降に発出した一連の通知及び事務連絡で示した一定の手続きにのっとり、個々の事案ごとに十分な検討を行い、不正受給や過大給付などが発生しないよう「濫給の防止」に努めるとともに、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなるようなことのないよう「漏給の防止」にも努められたい。

また、平成20年4月以降に通院移送費の給付内容を見直した事案や新規申請で支給を認めなかった事案についても、当該被保護者の通院状況等を定期的に確認するなど適切なフォローアップを行い、必要に応じて、通院移送費の給付の必要性を再度検討するなど、被保護者の必要な医療を受けるための通院が阻害されないよう指導をお願いしたい。

(14) 他法他施策の適切な活用について

生活保護の決定実施に当たっては、生活保護制度における補足性の原理により、他法他施策の優先活用が前提となっているところである。このため、被保護者のおかれた状況を的確に把握し、障害者自立支援法に基づく

自立支援給付など他法他施策の活用が可能な者に対しては、他法他施策の適切な活用を図るよう指導を徹底されたい。

特に、自立支援医療の対象である人工透析医療については、平成19年度より自立支援医療の給付を優先することとしているにもかかわらず、いまだ医療扶助を適用している実施機関が見受けられる。

このため、このような実施機関に対しては、医療扶助により人工透析医療を受けている者の把握及び該当者に対する自立支援医療の申請指導などの取組を行うよう指導を徹底されたい。

また、介護扶助の適用を受けている40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者以外の者であって、障害者自立支援法に基づく介護給付費等が活用できる者については、介護保険の被保険者と異なり、介護扶助に優先して障害者自立支援法に基づく介護給付費等を適用することとなっているので、特段の理由なく、介護扶助を優先適用することのないよう留意されたい。

(15) 施術の給付の取扱いについて

柔道整復の給付については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合には医師の同意が不要であるにもかかわらず、被保護者に対して事前に医療機関への受診を求めるなど、誤った取扱いが一部の実施機関において行われていたことから、平成13年度以降、課長通知や事務連絡等により、その取扱いの是正を図ってきたところである。

こうした取組により、現在では、被保護者に対する施術の給付が適切に行われているものと考えているが、今後とも誤った取扱いがなされることのないよう、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修等を実施する際には、施術の給付の取扱いについても周知・徹底を図るよう、管内実施機関に対して指導を徹底されたい。

(16) 生活保護行政における暴力団員への対応について

ア 暴力団員対策の再徹底

生活保護行政における暴力団員への対応については、「暴力団員に対

する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において定めており、具体的には、①申請者等が暴力団員であると疑われる場合には、警察等の関係機関と十分に連携し、組織的な対応を行うこと、②相談・申請段階又は受給中において暴力団員であると疑われる場合には、警察に暴力団員該当性に係る情報提供を求めること、③警察との連携強化のため、定期的に又は必要に応じた協議等を行うこと等を定めている。

しかしながら、最近においても暴力団員の関係する不正受給事案が発生しており、暴力団員対策の必要性が高まっていることから、実施機関におかれては、現時点における同通知に基づく取組を改めて徹底していただきたい。

イ 暴力団員対策の強化

現在、厚生労働省においては、警察庁と連携し、暴力団員対策の強化方策について検討している。具体的な検討項目としては、①警察への情報提供依頼の見直し、②警察等関係機関との協議会、連絡会等の設置の促進、③行政対象暴力への対応等に係る手引きの作成と活用である。

このうち、①については、内容が固まり次第、実施機関にお伝えすることとしているので、その実施に当たってはご協力願いたい。

また、②については、平成21年度予算（案）において、セーフティネット支援対策等事業費補助金による事業として、「行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業」が認められたところである。具体的には、

（ア）都道府県本庁又は福祉事務所において、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換を行うため、都道府県警察本部又は警察署との連絡会議を定期的を開催すること

（イ）生活保護担当職員に対し、行政対象暴力に関する専門的知識・技能等についての研修等を開催すること

に対し補助を行うこととしている。各自治体においては、同補助金を活用するなど警察との連携強化に向けた積極的な取組をお願いする。

さらに、③については、行政対象暴力への対応を含む福祉事務所にお

ける適切な対応のための手引きを作成しているところであり、今年度内に各自治体に配布する予定である。各自治体においては、同手引きの活用を図るなど行政対象暴力に対して毅然とした対応をとるようお願いする。

5 その他

(1) 生活保護関係予算について

ア 平成21年度予算(案)について

(ア) 保護費負担金

保護費負担金については、各扶助ごとの給付実績を基礎としたうえで、直近の被保護人員の伸び等を踏まえるとともに、生活保護受給者に対する就労支援策の更なる充実や母子加算の見直し等による影響を踏まえ、平成21年度予算(案)においては、対前年度916億円増(+4.7%増)の2兆585億円を計上しているところである。

なお、最近の厳しい雇用情勢の中、被保護人員の伸び率が増加傾向へ転じていること等を踏まえ、平成20年度第2次補正予算においては、当初予算に415億円を追加計上したところである。

平成21年度予算(案)の状況

	20年度予算	21年度予算(案)	増△減額
保護費負担金	1兆9,669億円	2兆585億円	916億円

平成20年度予算の状況

	20年度当初予算	20年度補正後予算	増△減額
保護費負担金	1兆9,669億円	2兆84億円	415億円

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、平成21年度予算(案)において、対前年度15億円増の210億円を計上しているところである。

このうち、生活保護関係の新規事業としては、就労意欲や生活能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者に対する支援を行う「就労意欲喚起等支援事業」及び保護の実施機関と警察との連携・

協力体制を構築する「行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業」を新たに創設することとしている。

平成21年度予算（案）の状況

	20年度予算	21年度予算(案)	増△減額
セーフティネット支援 対策等事業費補助金	195億円	210億円	15億円

イ 生活保護関係予算の執行について

(ア) 生活保護費等負担金

① 平成21年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、各自治体より報告された所要見込額に基づき行っているところである。

平成21年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているが、最近の雇用情勢等の悪化から、保護動向も大きく変化しているため、各自治体においては、常に管内の保護動向等を踏まえ、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

なお、毎年、所要額を過大に見込んで多額の返還金が生じている自治体が見受けられるところであるが、限られた財源を有効に活用する観点から、適切に所要額を算出されたい。

② 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について

会計検査院の平成19年度決算検査報告において、現業員等の詐取等に係る生活保護費が不納欠損処理された場合、現在の精算方法では、これが不納欠損額として計上され、最終的に国がその額の3/4を負担することになるので、現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算に当たっては、返還金等の調定額に計上しつつ、不納欠損額には計上すべきではないとの指摘があっ

たところである。

これを踏まえ、現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算の取扱方法について追って通知することとしているが、詐取等に係る生活保護費については、返還金等の調定額に計上しつつ、不納欠損額としては計上しない取扱いとする方向であるので、各自治体におかれては、その旨ご了知の上、適切に国庫負担金の精算を行われたい。

- ③ 調定額の計上及び調定後の債権管理等に係る留意事項について過去に会計検査院より、生活保護費負担金交付額の精算にあたり、返還金等として収納済額のみを調定額に計上したため、国庫負担金の精算が過大となっている事例について指摘を受けたことを踏まえて、「生活保護費国庫負担金の適正な精算について」（平成17年9月29日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、各自治体にその取扱い等を周知しているところであるが、会計検査院の平成19年度決算検査報告において、未だ改善されていない自治体が見受けられるとの指摘があったところである。

については、各自治体においては、本通知の趣旨を踏まえ、今後このような事態が生じないように、適切に国庫負担金の精算を行われたい。

また、地方自治法に基づく納入の指導や時効中断措置等の必要な措置を行わず時効となり、結果として不納欠損とすることは適切な処理とは認められないので、調定後の債権管理等についても、適切に行われたい。

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る実施要綱及び平成21年度の交付方針は別途通知することとしているが、平成21年度においては、「就労意欲喚起等支援事業」（事業概要については18頁を参照）及び「行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業」（事業概要については46頁を参照）を新たに創設す

ることとしているので、各自治体においてはこれらの事業に積極的に取り組まれない。

また、自立支援の観点から、被保護者の抱える多様な課題に対応できるように、幅広い自立支援プログラムを用意することが重要であり、特に、雇用環境が悪化している現下の情勢においては、就労支援の更なる充実が求められていることから、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、就労支援専門員の配置などによる経済的自立に関する自立支援プログラムの一層の充実が努められたい。

なお、補助事業の採択にあたっては、事業の具体的内容及び費用対効果を踏まえて行うこととしているのでご留意願いたい。

(2) 保護施設の運営及び整備について

ア 保護施設の運営について

(ア) 保護施設通所事業等への取り組み

被保護世帯の抱える問題が多様となる中、保護施設については、従来より、

- ・ 退院促進等の受け皿として居宅での生活が困難な精神障害者を受け入れる
- ・ 障害別に機能分化された施設には適応しない重複障害者を受け入れる

などの役割を担ってきているほか、最近では、

- ・ 社会生活に適応できないため、地域での生活が難しく、施設に入所せざるを得ない者（ホームレス、アルコール・薬物依存、DV被害者等）の受け皿としても活用されているところである。

また、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告」（平成16年12月）においては、「生活支援のみならず、自立支援の観点から入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の場として、保護施設を活用することを検討すべき」旨の指摘がなされている。

現在、保護施設入所者の地域生活への移行支援のための施策は、入所中に行われる「居宅生活訓練事業」に始まり、在宅生活移行後

の「通所事業」につながり、在宅生活が一時的に困難に陥った場合には「ショートステイ事業」を活用するという事業体系となっており、専門委員会報告にて指摘されている地域生活への移行を支援するという役割を担いつつ、保護施設の自立支援機能を充実・強化させていくためにも、これらの事業に積極的に取り組むよう管内保護施設への働きかけを行われたい。

平成20年度における実施施設数

	実施施設数	対象施設数	実施率
保護施設通所事業	37施設	207施設	17.9%
救護施設居宅生活訓練事業	21施設	188施設	11.2%

※ 救護施設居宅生活者ショートステイ事業の実施自治体数は1自治体

【参考】

保護施設通所事業

(目的)

精神疾患に係る患者等の社会的入院の解消を図り、被保護者が居宅で継続して自立した生活を送れるよう支援するため、保護施設退所者等を保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施する。

(参照通知)

保護施設通所事業の実施について（平成14年3月29日社援発第0329030号厚生労働省社会・援護局長通知 別添「保護施設通所事業実施要綱」）

救護施設居宅生活訓練事業

(目的)

救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、より、居宅生活への移行を支援する。

(参照通知)

社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて（昭和62年7月16日社施第90号 厚生省社会局長通知 別紙「施設機能強化推進費実施要綱」）

救護施設居宅生活者ショートステイ事業

(目的)

一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。

(参照通知)

セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知 自立支援プログラム策定実施事業実施要綱）

(イ) 保護施設入所者に係る援助方針の策定

平成20年度の保護の実施要領の改正において、援助方針の策定に関する規定が新たに設けられた。保護施設入所者の援助方針の策定にあたっては、当該保護施設との連絡調整を密にし、施設による個別援助計画等を参考とするなど、入所者個々の状況を十分に把握したうえで、保護施設入所者の自立支援を図る観点から行うよう努められたい。

なお、その際には、当該保護施設への入所の適否についても検討のうえ、居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れが可能な者については、これを優先することとし、関係部局と調整のうえ、必要に応じ措置の見直しを行われたい。

イ 保護施設の整備について

平成21年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議に係る留意事項については、「平成21年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（平成21年2月13日社援発第0213001号厚生労働省社会・援護局長通知）により、既に通知しているところであるが、保護施設の入所者の態様は当該自治体における他法施設の整備状況等によって異なることから、保護施設の創設に当たっては、各地域における保護施設に対する需要やその役割を検討した上で必要な整備について協議されたい。

また、施設の耐震化を促進する等、施設入所者等の安全性を確保する観点から、整備後相当の年数を経過した施設については、老朽度等を勘案したうえで、施設の改築、大規模修繕等を検討されたい。

(3) 平成21年度の実施要領等の改正について

平成21年度の主な改正事項は、以下のとおりである。

ア 自動車の保有要件の見直し

平成20年度の実施要領等の改正においては、主に通勤用自動車の保有要件を緩和したところであるが、平成21年度は、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に住む者が、通院等で自動車を使用する場合について、一定の条件の下、保有を容認することとした。また、処分指導等を保留されている自動車の求職活動における使用を、一定の条件の下、認めることとした。

さらに、保有を容認されている自動車が使用に耐えない状態となった場合についても、世帯の自立のために一定の条件の下、更新を認めることとした。

イ 資格検定料の支給について

現行、生業扶助の技能修得費として支給を認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書、教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費に限定列挙されている。

しかしながら、被保護者の自立のためには、単に技能の修得を目的とした講習を受けるばかりではなく、就職に有利となるような様々な資格を取得することが有効と考えられる場合がある。また、これらの資格取得は必ずしも講習等の受講を前提としないものもある。

このため、今般、資格検定料を技能修得費の支給対象することとした。

また、現行、高校生など、高等学校等就学費を支給している者に対しては、技能修得費の併給を認めていないが、高校の授業カリキュラムなどの一環として、資格検定を受検する場合について、自立の助長の観点から支給できるよう改正を行うこととした。

ウ その他

上記の他、要保護世帯向け長期生活支援資金の利用にあたり、成年後見制度を活用するために必要となる費用や、養育費請求の調停及び審判

のため家庭裁判所への出頭する際に、移送に要する費用について、支給することができるようにするなどの改正を行うこととした。

(4) 生活保護問答集（仮称）について

今般、各実施機関における生活保護の適正な運用を確保するため、この間の社会情勢の変化や法律・制度の改正等も踏まえ、現行の別冊問答を全面的に見直し、あらたな問答集を今年度内に発出することとしたので御了解願いたい。

(5) 平成21年度の医療扶助運営要領等の改正について

平成21年度の「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）に関する「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）及び問答集の主な改正事項等の趣旨・内容は次のとおりである。

ア 給付要否意見書（移送）の徴収について

福祉事務所は、被保護者から移送の給付の申請があった場合には、給付要否意見書（移送）により、主治医の意見を確認した上で、移送の給付の必要性を判断することになっている。

しかしながら、医療要否意見書等によっても、当該被保護者の通院等の必要性や通院に要する交通費等が確実に確認できる場合には、必ずしも移送の給付要否意見書を別途徴収する必要性はないものと考えられる。

このため、平成21年度からは、移送の給付に関する審査手続きの簡素合理化を図る観点から、課長通知に問答を新設し、医療要否意見書等により移送を要することが明らかな場合で、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合には、給付要否意見書（移送）の徴収を省略しても差し支えないものとする。

イ 給付可否意見書（移送）の徴収期間について

被保護者が、3か月を超えて移送の給付を必要とする場合には、第4月分の移送の給付を決定する前にあらかじめ給付可否意見書（移送）等を参考に、継続の可否を検討することとなっている。

しかしながら、長期慢性疾病の患者など、明らかに3か月を超えて移送の給付が必要になることが認められ、かつ、移送に要する交通費に変動のないケースについては、必ずしも3か月ごとに移送の継続の可否を検討する必要性はないものと考えられる。

このため、平成21年度からは、上記アと同様に、課長通知に問答を新設し、被保護者の疾病等の状態により、3か月を超えて移送の給付を必要とすることが明らかな場合であって、かつ、電車・バス等の公共交通機関を利用している場合には、第7月分の移送を決定する前に、給付可否意見書（移送）等を参考に、継続の可否を検討することとして差し支えないものとする。

ウ 福祉事務所管外の医療機関の受診の可否について

移送の給付については、医療扶助運営要領第3の9の（1）のイの例外的給付の要件に該当すると認められる場合であっても、受診する医療機関については、原則として、福祉事務所管内に限るものとしている。このため、各福祉事務所においては、福祉事務所管外の医療機関を受診している被保護者に対して、病状上転医が可能であれば、福祉事務所管内の適当な医療機関を選定して、当該医療機関に転院するよう指導しているところである。

しかしながら、特に精神疾患の患者については、一部において、「転医による環境の変化等が症状悪化につながりかねない」との指摘もあること等から、各実施機関においても管外医療機関の受診を希望する精神疾患の患者等に対する移送の給付の取扱いについて、対応にバラツキが見られるところである。

このため、今般、福祉事務所管外の医療機関への受診であっても、移送の給付を認める一例として、嘱託医協議、主治医訪問等により調査を行った上で、転医による環境等の変化が、当該患者の病状悪化に

つながる蓋然性が高いと判断される場合等については、福祉事務所管外の医療機関への受診であっても移送費を支給しても差し支えない旨、新たに問答集に明記することとしたものである。

(6) 生活保護事務のIT化の推進について

ア 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。このような中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関係するデータの分析を行うことが不可欠である。また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

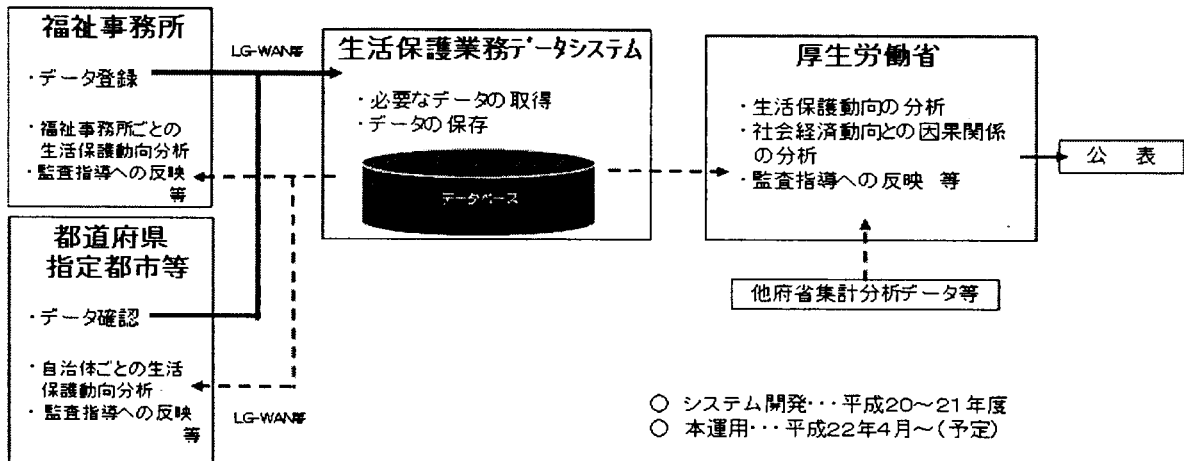
このような課題に対応するため、現在、当省による各種業務報告や調査を見直すとともに、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、当省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」を導入する予定である。

同システムの内容や今後のスケジュール等の詳細については、本年1月末から2月上旬に渡って開催した「生活保護業務データシステムの導入及び医療扶助レセプトの電子化に関する説明会」において連絡をしたところであるので、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、当該説明会の内容について、管内福祉事務所等への周知を図るとともに、同システムの導入について具体的な検討を進めるようお願いしたい。

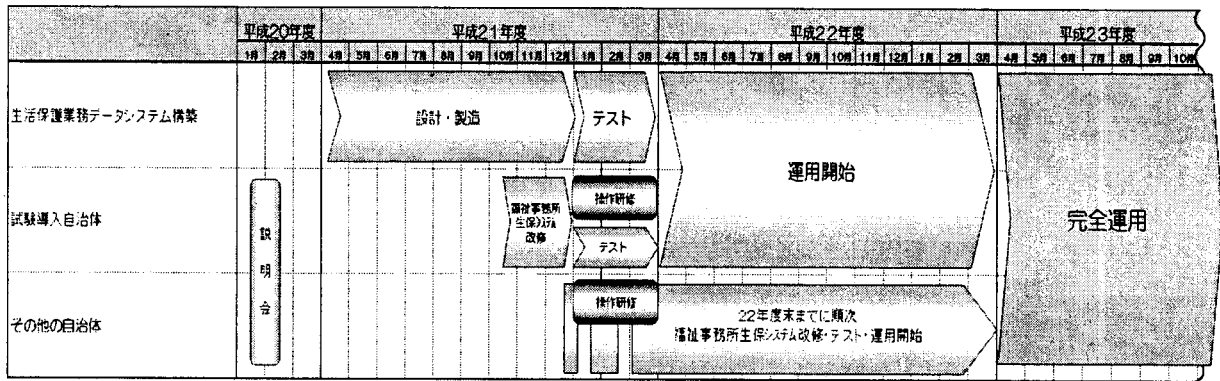
なお、説明会当日に質疑応答を行った事項や説明会終了後にファックス等によりご照会、ご要望いただいた事項については、現在検討しているところであり、今年度内に問答集形式に取りまとめ、事務連絡により配布することを予定しているのでご了知願いたい。

(参考)

生活保護業務データシステム概念図



生活保護業務データシステム運用までのスケジュール



イ 医療扶助レセプトの電子化について

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部)において、医療機関・薬局と審査支払機関の間及び審査支払機関と保険者の間のレセプトの提出及び受領については、遅くとも平成23年度当初から原則として全てのレセプトについてオンラインで提出及び受領しなければならないものとされた。

これに伴い、各都道府県・指定都市・中核市本庁及び福祉事務所においても、平成22年度末までに、専用パソコンの設置、専用回線の開設など電子レセプトのオンライン受領に対応するための準備が求められているところである。

厚生労働省においては、平成21年度に医療扶助レセプト情報の収集・解析等を行うソフトウェアを開発し、各実施機関等に配布することを予定しており、平成21年度予算(案)において所要の予算額を確保したところである。

当該ソフトウェアの具体的な内容や今後の導入スケジュールの詳細については、本年1月末から2月上旬に渡って開催した「生活保護業務データシステムの導入及び医療扶助レセプトの電子化に関する説明会」において連絡したところであるので、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、当該説明会の内容について、管内市区町村等への周知を図るとともに、医療扶助レセプトのオンライン受領の導入時期等について、具体的な検討を進めるよう指導されたい。

なお、説明会当日に質疑応答を行った事項や、説明会終了後にファックス等によりご照会・ご要望のあった事項については、今年度内に、問答集形式にとりまとめ、事務連絡により配布することを予定しているのでご了知願いたい。

(7) ブロック会議の開催について

平成20年度においては、平成15年度以来実施していなかったブロック会議（全国を数ブロックに分けての各自治体（実務担当者）との意見交換会）を実施したところであるが、平成21年度においても10月頃の実施を予定している。

平成21年度は、山形県（北海道・東北・関東信越ブロック）、三重県（東海北陸・近畿ブロック）、香川県（中国四国・九州ブロック）において開催を予定しているので、ご了知願いたい。